

令和4年 No51

○国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年11月28日 経営協議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年11月29日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和4年規程第35号

国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学会計規程（平成16年規程第43号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第3章 予算 (予算実施計画等)</p> <p>第11条 学長は、当該年度における<u>予算実施計画及び収支計画</u>を作成するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年11月29日から施行し、令和4年度予算から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第3章 予算 (予算実施計画等)</p> <p>第11条 学長は、<u>準用通則法第31条に定める年度計画に基づき</u>、当該年度における<u>収支計画及び資金計画</u>を作成するとともに、<u>予算実施計画書</u>を作成するものとする。</p> <p>[省略]</p>